



来週の投資戦略 (1/11-14)

1月なのに大型割安とは

2022年1月9日

小松 徹

注目事項 - 見所

9-11月期の企業決算 - まちまち？

1月11日、東証、上場企業の新所属先公表 - 投資家は落胆？

1月11日、パウエル連邦準備制度理事会 (FRB) 議長発言 - 転換を示唆？

1月12日、12月の消費者物価指数 (コア) - 前年比 5.5%？

株式市場見通し

2022年の株式市場が開けたが、ほんの4日間で目まぐるしい動きとなった。まさに寅年を表す「往って来い」相場だった。大発会の2%前後の上昇と、木曜日の2%以上の急降下に驚いた。さらにもっと驚いたのは、マザーズ市場の10.6%暴落だ。ネット証券会社からは信用取引の評価損拡大で追証が発生、投げが入ったと。例年、1月は中小型株が活躍する月、「1月効果」と言われている。年末までに含み損を実現させてその年の株式譲渡益を減らし、1月になって買い戻す例が多いからだ。ところが、今年最初の1週間は全く違う展開になった。東証1部小型株指数も2.0%、ジャスダックも2.9%急落した。一方で、超大型株が1.3%上昇、TOPIX500割安は3.1%も上昇。

これらの切っ掛けとなったのは、前回の米国の連邦公開市場委員会 (FOMC) 議事録要旨で、利上げの検討だけでなく、資産縮小の話も出ていた。米国財務省証券10年物利回りは0.26%もジャンプして、1.77%で引けた。ナスダック市場は年初来4.5%の大幅下落となった。米国のIPO指数の低下から、わが国でも昨年12月に公開した銘柄の下げがきつい。現時点で、多くの銘柄が公募価格を下回っている。

さて、先週ここで、わが国金融機関など17社の今年の米国経済見通しを紹介した。平均インフレ率3-4%、長期金利(10年物、年末)2%前後と大差なかった。KPAが信頼している米国の資産運用会社のストラテジストの見通しが出たばかりなので、主要数値を紹介すると、S&P500の年末予想値が5300ポイント(昨年末比+11%)、長期金利予想値が2.5%。大切なのは、主役が成長株から割安株に代わること。リスクは、FRBが焦って1回の利上げ幅を0.5%などにすること。この場合には市場は崩れると見ている。これらの予想が先週FOMC議事録要旨発表前であったことに感心する。

来週早々に米国のインフレ率とFRBの考えを知る機会が訪れる。先週の流れが引き継がれるか、あるいは一旦小康状態になるか。来週はわが国では小売りなど様々な業種の9-11月期決算が発表される。先週までに発表された小売りの決算は総じて良くなかった。オミクロン株の急拡大に入った下での決算予想は下振れ懸念がある。火曜日発表の安川電機(6506)は受注動向と来年度の方向性に注目したい。金曜日発表のベイカレント・コンサルティング(6532)は12四半期連続大幅営業増益率を続けており、今回そうなっても株価の反転要因にならないか、注目している

KPAの投資戦略

ロング (買い)	ショート (売り)
好財務の割安株、来期2桁増益株	高PB低位株、高PE新興株

(注) ヘッジ・ファンド向け戦略としての一例。投資期間は半年程度を想定。



本レポートは、情報提供の目的のみでご利用者に提供されるものであり、有価証券売買に関する何らかの申し込みまたは勧誘を意図するものではありません。本レポートに記載されるすべての意見および予測は、レポートの日付時点におけるコマツ・ポートフォリオ・アドバイザーズ(以下、KPA)の判断であって、予告なしに変更される場合があります。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析がすべてのご利用者にとって適切であるとの表明を行うものではありません。ご利用者は、投資に伴うリスクとメリットがご自身にとって適切であるかどうか、自己の責任で判断して頂きます。KPAは本レポートについてその正確性、完全性または適時性を保証していません。KPAはいかなる保証も行わないことを明確にしています。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析にご利用者が依拠した結果として被る可能性のある直接的あるいは間接的な損害について責任を負いません。本レポートについての知的財産権はKPAに帰属し、著作権、特許権、商標権その他の知的財産権に関する法令により保護されています。本レポートを印刷した場合も、その印刷物の著作権は、KPAに帰属します。ご利用者は個人的利用を目的としたバックアップのためにのみ印刷、複製することができます。プリントアウトした印刷物や複製したデータを、個人的利用以外の目的で使用することはできません。ご利用者は、本レポートを、有償・無償を問わず、第三者に提供することはできません。また、これを改変、修正することはできません。本規定にご利用者が違反した場合、KPAは金銭的な損害賠償を含む救済手段を請求する権利があります。